

インドの4特許庁における実体審査の開始時期の比較

2013年07月01日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

インド特許庁は、コルカタを本庁とし、ニューデリー、チェンナイ、及びムンバイの3庁を支庁として有しています。本庁のコルカタは、インド特許庁の本部として、全体管理を果たす役割を有していますが、審査および審判の実務等については、4庁が独立して処理しています。

なお、非居住者がインドに特許出願をする場合、上記の4庁のうち、インドにおける住所または業務を行う場所を管轄する特許庁に出願しなければなりません。

インド特許庁は、最近の特許出願の増加（年間約5万件）特許出願の未審査滞貨が多く、審査における質の低下や審査期間の長期化等の問題を有しています。審査の質については、4庁間で審査官が移動することによって均一化を図っています。これに対し、審査処理速度は、4庁間で均一ではなく、バラツキが大きい状況にあります。

【全2頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）

外国専門部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.